

V 基本方針Ⅳ 快適な生活環境の確保

1 快適な生活環境の確保に向けて

市では、市民生活や事業活動に直接影響を及ぼす大気・水・土壌環境等の監視と保全に努めるとともに、地域からの相談への対応や市民一人ひとりのマナー・モラルの向上に努め、良好な住環境の維持や環境美化を推進しています。

また、市民や事業者が地域環境に係る活動に積極的に参画し、多様な主体によって環境保全の取組が行われている社会の実現を目指しています。

数値目標	前回(2019) ^{※1}	現状値(2021)	目標値(2030)
小平市の環境に対する満足度	69.7%	68.5% ^{※2}	70% ^{※3}

※1 小平市環境に関する市民アンケート調査報告書(2020年3月発行)の問11「小平市の環境に対して、満足していますか。」の質問に対する回答「満足 18.3%」「多少満足 51.4%」の合計(直近の個別のアンケート調査結果)

※2 第20回小平市政に関する世論調査(2021年5月実施)の問4「あなたのお住まいの周辺の環境について、どの程度満足していますか。」の項目「(16)水や大気的美しさ」、「(17)まちの静かさ(騒音・振動が少ない)」及び「(18)まちの清潔さ」に対する回答のうち、「満足」及び「やや満足」の合計の平均

※3 目標年度時点で直近の世論調査または個別のアンケート調査結果

2 施策1 大気・水・土壌環境等の監視と保全

市はこれまで、東京都と連携し、大気・水・土壌環境等の調査や指導に努め、改善に取り組んできました。今後、アスベストが使用されている可能性のある建築物の解体工事等が増加するなど、環境保全に向けた更なる取り組みの強化が必要となります。

市民生活への影響を生じさせないため、調査等による監視に努め、良好な環境の保全を図ります。

数値目標	前年度(2021)	現状値(2022)	目標値(2030)
二酸化窒素濃度の環境基準達成地点の割合	100% [※]	100% [※]	100% [※]

※45か所で年2回、延べ90か所で実施

(1) 大気汚染

① 一般大気の状態

大気を汚染し、人体に健康被害を及ぼすおそれのある代表的な汚染物質には、二酸化硫黄、二酸化窒素や浮遊粒子状物質、微小粒子状物質(PM_{2.5})、光化学オキシダントなどが挙げられます。

東京都は、都内47か所に一般環境大気測定局を設置し、大気状況を常時監視しています。

市内には中央公民館屋上(小川町二丁目)に測定局があり、上記の物質について測定を実施しています。

測定結果では、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質については環境基準を達成していますが、光化学オキシダントについては非達成となっています。

《大気汚染に係る環境基準》

汚染物質	環境基準
二酸化硫黄 (SO ₂)	・ 1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下 ・ 1 時間値が 0.1 ppm 以下
二酸化窒素 (NO ₂)	・ 1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内 又はそれ以下
浮遊粒子状物質 (SPM)	・ 1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下 ・ 1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	・ 1 年平均値が 15 µg/m ³ 以下 ・ 1 日平均値が 35 µg/m ³ 以下
光化学オキシダント (O _x)	・ 1 時間値が 0.06 ppm 以下

【東京都による一般環境大気測定局(小平市中央公民館屋上)の測定結果】

測定項目		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
二酸化硫黄 (SO ₂) 単位：ppm	年平均値	0.001	0.001	0.000	0.000	0.001
	日平均値の2%除外値	0.002	0.002	0.001	0.001	0.002
	環境基準適合状況	○	○	○	○	○
	多摩平均	0.001	0.001	0.000	0.001	0.000
	都平均	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
二酸化窒素 (NO ₂) 単位：ppm	年平均値	0.013	0.011	0.011	0.011	0.010
	日平均値の98%値	0.033	0.025	0.025	0.025	0.024
	環境基準適合状況	○	○	○	○	○
	多摩平均	0.012	0.011	0.011	0.010	0.010
	都平均	0.015	0.014	0.013	0.012	0.012
浮遊粒子状物質 (SPM) 単位：mg/m ³	年平均値	0.016	0.015	0.014	0.011	0.012
	日平均値の2%除外値	0.041	0.038	0.040	0.028	0.030
	環境基準適合状況	○	○	○	○	○
	多摩平均	0.016	0.014	0.013	0.010	0.013
	都平均	0.018	0.016	0.014	0.012	0.013
微小粒子状物質 (PM _{2.5}) 単位：µg/m ³	年平均値	11.7	9.5	8.8	8.0	8.7
	日平均値の98%値	27.9	20.9	23.3	19.3	19.6
	環境基準適合状況	○	○	○	○	○
	多摩平均	11.4	9.6	9.0	7.7	8.3
	都平均	12.4	10.5	9.8	8.5	9.0
光化学オキシダント (O _x) 単位：ppm	年平均値	0.035	0.036	0.035	0.036	0.034
	一時間値の最高値	0.128	0.132	0.120	0.137	0.155
	環境基準適合状況	×	×	×	×	×
	多摩平均	0.034	0.034	0.033	0.034	0.033
	都平均	0.032	0.032	0.031	0.033	0.032

② 二酸化窒素簡易測定

市内全域の二酸化窒素状況を把握するために、市立小学校5、6年生の協力を得て、毎年6月と11月の年2回、簡易測定器(フィルターバッジ)を用いた測定を行っています。調査地点は45か所(延べ90か所)で、調査時間は概ね午前7時から翌日午前7時までの24時間です。簡易測定のため単純に環境基準と比較することはできませんが、全ての調査地点で環境基準の超過は見られませんでした。

【二酸化窒素簡易測定結果】

(単位：ppm)

	2020年度*		2021年度		2022年度	
	第1回(12月)	第2回(2月)	第1回(6月)	第2回(11月)	第1回(6月)	第2回(11月)
最高値	0.035	0.011	0.011	0.013	0.016	0.017
最低値	0.006	0.002	0.002	0.005	0.002	0.006
平均値	0.011	0.004	0.004	0.020	0.011	0.009

※令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により時期を変更して実施

③ 主要道路沿道大気調査

市では、自動車排出ガスの影響を監視するため、主要幹線道路6路線から毎年度2路線を選定し、沿道の大気環境の調査を行っています。単純に環境基準と比較することはできませんが、いずれの路線でも環境基準の超過は見られませんでした。

【主要道路における大気状況(6時から翌日6時までの24時間調査)】

年度	道路名(測定場所)	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	交通量 (台)	大型車混入率 (%)
2020	五日市街道(上水本町地域センター前)	0.010	0.012	11,916	8.5
	新小金井街道(鈴木遺跡資料館前)	0.012	0.012	17,226	15.3
2021	青梅街道(なかまちテラス前)	0.026	0.018	14,112	9.5
	たかの街道(建設事業所前)	0.013	0.019	9,090	4.5
2022	府中街道(ふれあい下水道館前)	0.010	0.009	17,526	12.3
	村山街道(中島地域センター前)	0.009	0.006	12,396	8.5

④ 光化学スモッグ

光化学オキシダント濃度が高くなり、空が白く「もや」がかかったような状態を「光化学スモッグ」といいます。光化学オキシダントは、工場や自動車から排出された窒素酸化物や揮発性有機化合物が、太陽の紫外線を受け化学反応を起こして発生する汚染物質です。高濃度になると人や植物にも悪影響を与えます。

光化学スモッグ注意報等が発令された場合には、屋外になるべく出ない、自動車等を使用しないようにし、また、健康被害が生じたときは最寄りの保健所に連絡してください。

令和4(2022)年度の多摩北部地域での光化学スモッグ注意報発令日数は4日でした。

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、ポリクロロジベンゾーパラージオキシン(PCDDs)、ポリクロロジベンゾフラン(PCDFs)、コプラナーポリクロロビフェニル(コプラナーPCB)の総称であり、主に廃棄物等の焼却過程で発生すると考えられています。

ダイオキシン類の排出を抑制するためには、廃棄物の減量を進めるとともに、適正な燃焼管理により焼却炉内でのダイオキシン類の生成を極力抑制し、さらに各種技術を組み合わせた排出ガス処理を行う必要があります。

【大気中のダイオキシン類測定結果】

(単位：pg-TEQ/m³)

基準値	実施機関	調査地点	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
0.6 pg-TEQ/m ³	東京都	立川市錦町	0.015	0.018	0.020	0.021	0.013
		小金井市貫井北町※	0.014	0.014	0.015	0.011	0.011
		東大和市奈良橋	0.014	0.015	0.011	0.010	0.009
		清瀬市下宿	0.020	0.020	0.019	0.012	0.022
	小平・村山・大和衛生組合	小平市中島地域センター	0.010	0.019	0.014	0.016	0.011
		小平市上水新町地域センター	0.008	0.015	0.010	0.013	0.009

※小金井市貫井北町は平成 30(2018)年 12 月より、本町局から測定地点を変更している

(2) 水質汚濁

市内を流れる石神井川、玉川上水、野火止用水、新堀用水、小川用水、砂川用水の水質について、毎年 9 月頃と 2 月頃の 2 回調査を行い、監視を行っています。

水質調査項目の内、BOD の値は汚れの程度を表す指標として使用されており、魚の成育環境には BOD の値が 5 mg/L 以下であることが望ましく、10 mg/L 以上になると悪臭の発生などが起こりやすくなるといわれています。

石神井川については、小平市内では流量が非常に少なく、降雨の影響等により数値が変動しやすく、BOD が高い数値になることや、濁水により採水ができないことがあります。

【BOD(生物学的酸素要求量)の値】

(単位：mg/L)

調査地点	2020年度		2021年度		2022年度	
	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目
石神井川上流(公園北橋)	5.7	3.0	2.5	—	—	—
石神井川下流(めがね橋)	—	—	—	—	—	—
玉川上水(茜屋橋)	1.6	1.0	0.8	0.8	0.8	1.1
野火止用水(九道の辻)	2.1	2.1	0.7	1.0	0.9	1.1
新堀用水(商大橋)	1.4	—	ND	—	0.7	1.2
小川用水(市役所北側)	1.4	3.1	1.4	—	1.0	1.0
砂川用水(上水本町ビオトープ公園)	1.2	3.0	0.7	1.3	—	—

※—は水量不足のため測定不可能だったことを表し、NDは定量下限値(0.5 mg/L)未満を表す。

※令和 4(2022)年度では、砂川用水が整備のための止水により、両回とも採水不可。

(3) 土壌汚染

土壌汚染とは、人の活動によって排出された有害な物質が土中に蓄積されて、土壌を汚染している状態をいい、土壌汚染対策に関する規制は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)や土壌汚染対策法で定められています。

環境確保条例では、工場又は指定作業場で有害物質を取り扱っている又は取り扱ったことがある事業者(有害物質取扱事業者)が事業を廃止もしくは主要な部分を除却するなどの場合に、敷地内の

土壌汚染調査を行い、汚染が認められる場合は、東京都土壌汚染対策指針に基づき、汚染拡散防止措置をとらなければなりません(第116条)。

また、3,000 m²以上の土地において、土地改変者が改変行為をするなどの際は、土地利用履歴調査を行い、汚染のおそれがある場合は敷地内の土壌汚染調査を行い、汚染が認められた場合は汚染拡散防止措置をとらなければなりません(第117条)。

土壌汚染対策法では、工場又は事業場の土地所有者等は、有害物質使用特定施設の使用を廃止する時に土壌調査等が義務付けられています。

【土壌汚染関係の届出件数】

区分	内容		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
市受付分 (条例第116条関係)	土壌汚染状況調査報告書	汚染なし	2	3	0	0	0
		汚染あり	3	0	0	0	0
	汚染拡散防止計画書		1	1	0	0	0
完了届出書			0	2	0	0	0
多摩環境事務所 受付分 (条例第117条関係)	土地利用履歴調査報告書	汚染のおそれなし	3	11	5	6	5
		汚染のおそれあり	8	7	5	2	1
	土壌汚染状況調査報告書	汚染なし	9	7	0	5	0
		汚染あり	1	0	5	2	1
	汚染拡散防止計画書		0	0	0	1	0
完了届出書		1	0	0	1	0	

(4) 地盤沈下

地盤沈下の主な原因は、工場等による地下水揚水といわれています。環境確保条例では、地下水揚水規制を行うとともに、揚水施設(一戸建て住宅で家事用のみに使用し、揚水機の出力が300 W以下のものを除く)を対象に、揚水量の報告義務を課しています。

市では、令和4(2022)年度は、工場や指定作業場など82施設からの報告を受けています。

【地下水揚水量】

(単位：m³)

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
工場	887,577	835,071	649,757	602,391	595,309
指定作業場等	869,257	791,717	754,537	775,675	730,856
水道事業	3,918,900	4,271,800	2,808,300	2,757,900	1,767,500
合計	5,675,734	5,897,588	4,212,594	4,135,966	3,093,665

(5) 化学物質

① 有害化学物質の環境リスクに関する情報収集及び提供

化学物質は、わたしたちの生活を豊かにし、また、便利で快適な生活を維持するうえで欠かせないものです。一方で、適正に管理しなければ、人や自然に悪影響を及ぼすおそれがあります。

大気や河川、海などの環境中に放出された化学物質が、人や自然に悪影響を及ぼす可能性を、化学物質の「環境リスク」といい、有害性の強度及び体に取り込む量(暴露量)によって決まります。

化学物質に関する理解を深めていただくために、市では、ホームページに化学物質に関する記事を掲載し、情報を提供しています。また、国や東京都からも様々な情報が提供されています。

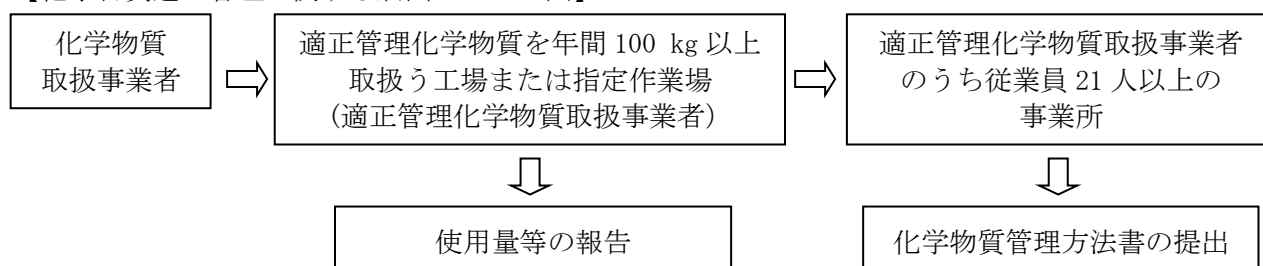
【国や東京都の化学物質に関する情報提供】

環境省	「保健・化学物質対策」「かんたん化学物質ガイド」
厚生労働省	「化学物質の安全対策サイト」
経済産業省	「化学物質管理」
東京都環境局	「化学物質対策」

② 化学物質の適正管理

東京都は、環境確保条例で定める適正管理化学物質を取り扱う事業者に対し、自主的な適正管理を求め、化学物質の排出の抑制を図っています。

【化学物質適正管理に関する届出のフロー図】



【内容・業種別の届出提出件数】

届出の内容	業種	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
使用量等の報告	燃料小売業	13	13	11	11	11
	電気メッキ業	1	1	1	1	1
	その他	13	11	9	7	9
	計	27	25	21	19	21
化学物質管理方法書	—	1	1	0	0	0

【適正管理化学物質 (59 種類)】

1 アクロレイン	21 四塩化炭素	41 ニッケル
2 アセトン	22 1,2-ジクロロエタン	42 ニッケル化合物
3 イソアミルアルコール	23 1,1-ジクロロエチレン	43 二硫化炭素
4 イソプロピルアルコール	24 1,2-ジクロロエチレン	44 砒素及びその無機化合物
5 エチレン	25 1,3-ジクロロプロペン	45 ポリ塩化ビフェニル
6 塩化スルホン酸	26 ジクロロメタン	46 ピリジン
7 塩化ビニールモノマー	27 シマジン	47 フェノール
8 塩酸	28 臭素化合物(臭化メチルに限る)	48 ふっ化水素及びその水溶性塩
9 塩素	29 硝酸	49 ヘキサン
10 カドミウム及びその化合物	30 水銀及びその化合物	50 ベンゼン
11 キシレン	31 スチレン	51 ホルムアルデヒド
12 クロム及び三価クロム化合物	32 セレン及びその化合物	52 マンガン及びその化合物
13 六価クロム化合物	33 チウラム	53 メタノール
14 クロロピクリン	34 チオベンカルブ	54 メチルイソブチルケトン
15 クロロホルム	35 テトラクロロエチレン	55 メチルエチルケトン
16 酢酸エチル	36 1,1,1-トリクロロエタン	56 有機リン化合物 (EPNに限る)
17 酢酸ブチル	37 1,1,2-トリクロロエタン	57 硫酸
18 酢酸メチル	38 トリクロロエチレン	58 ほう素及びその化合物
19 酸化エチレン	39 トルエン	59 1,4-ジオキサン
20 シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除くシアン化合物)	40 鉛及びその化合物	

(6) アスベスト

現在は、アスベスト含有製品の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されていますが、過去に使用されたアスベストの大部分は建築材料として、建築物や工作物に使用されています。

アスベストが使用されている可能性のある建築物等の解体・改修等工事は今後も増加し、令和10(2028)年頃にピークを迎えると予想されています。

建築物等の解体・改修等工事におけるアスベストの飛散を防止するため、国、東京都、市区町村等は連携して飛散防止対策を推進しています。

工事を行うときは、あらかじめアスベスト含有建材の使用の有無を調査し、その結果について、現場に見やすく掲示するとともに、令和4(2022)年4月からは自治体に報告する必要があります。

また、飛散性の高いアスベスト含有建材の使用が確認され、除去等作業を行うときは、「大気汚染防止法」及び「環境確保条例」に基づく届出を事前に行う必要があります。

【アスベスト含有建材の使用に係る事前調査結果の報告件数】

年度	市受付分 (延床面積 2,000 m ² 未満)	多摩環境事務所受付分 (延床面積 2,000 m ² 以上)
2022	806	291

【アスベストの除去等作業の実施届出件数】

年度	市受付分 (延床面積 2,000 m ² 未満)	多摩環境事務所受付分 (延床面積 2,000 m ² 以上)
2018	11	12
2019	3	15
2020	3	18
2021	2	2
2022	0	6

(7) 放射線、放射性物質

東京都では、従来から新宿区百人町の東京都健康安全研究センターで空間放射線量を常時監視していますが、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、放射線の影響をより詳細に把握するため、市内中島町の東京都薬用植物園にモニタリングポストを設置し、平成23(2011)年12月1日から測定結果の公表を開始しました。

【モニタリングポストの測定結果】

(単位：マイクログレイ/時)

測定場所	2020年度		2021年度		2022年度	
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値
新宿区	0.030~0.075	0.038	0.030~0.087	0.037	0.031~0.074	0.037
小平市	0.025~0.094	0.031	0.025~0.079	0.030	0.025~0.120	0.030

※グレイは放射線が物質に当たった時のエネルギー量を表し、大気中の放射線量1グレイは1シーベルトに換算できます。

※新宿区の震災前の測定値は0.028~0.079マイクログレイ/時の間で推移し、平均値は概ね0.035マイクログレイ/時でした。

市では、平成 23(2011)年 7 月より市内 6 か所を定点とし、定期的に空間放射線量測定を行っています。また、同年 11 月には、雨どいの下や側溝といった放射性物質が滞留しやすい箇所の放射線量測定を実施し、一部の施設で局所的に放射線量が高い箇所の除染を行いました。

市内の放射線量は、令和 4(2022)年度では、地上 1 m で 0.04~0.08 マイクロシーベルト/時であり、年間の被ばく線量に換算すると、0~0.21 ミリシーベルトに相当し、一般住民の平常時の被ばく線量限度 1 ミリシーベルトを大きく下回り、低く安定した状態を維持しています。

【空間放射線量測定結果】

(単位：マイクロシーベルト/時)

測定場所	2020 年度		2021 年度		2022 年度	
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値
小平第一小学校	0.06 ~ 0.06	0.06	0.06~0.07	0.07	0.06~0.08	0.07
小平第二小学校	0.05 ~ 0.06	0.05	0.05~0.07	0.06	0.04~0.06	0.05
小平第五小学校	0.05 ~ 0.07	0.06	0.06~0.08	0.07	0.06~0.08	0.07
上水中学校	0.05 ~ 0.07	0.06	0.06~0.08	0.07	0.06~0.08	0.07
大沼保育園	0.05 ~ 0.06	0.06	0.06~0.07	0.06	0.05~0.08	0.06
上宿保育園	0.06 ~ 0.07	0.06	0.06~0.07	0.06	0.06~0.07	0.07

※測定値は地上 1 m 地点での値

(8) エコドライブ(環境に配慮した自動車利用)

① 冬期自動車使用抑制キャンペーン

市における大気環境は、東京都のディーゼル車規制等により二酸化窒素や浮遊粒子状物質等について一定の改善傾向がみられますが、光化学オキシダントなど改善されていない物質もあります。特に冬場は二酸化窒素濃度が高まる時期であり、その主な原因は自動車からの排出ガスと考えられています。市では環境負荷低減の啓発と冬期における大気環境の改善を目的として、毎年 11 月から翌年 1 月までの期間、「冬期自動車使用抑制キャンペーン」を実施しています。

② 週に一度は乗らないデー

冬期自動車使用抑制キャンペーンの期間に合わせて、市報、ホームページ、のぼり旗等で「週に一度は乗らないデー」や「エコドライブ」を呼びかけました。また、庁内においても、水曜日の庁用車使用を原則禁止とし、冬期における大気環境の改善を目指しています。

【週に一度は乗らないデーの庁用車使用状況(11 月から翌年 1 月の期間中)】

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
使用回数	681	658	499	426	426

③ エコドライブ実践の取組

エコドライブの周知及び技術向上のため、市職員を対象とした「エコドライブシミュレータ体験会」を毎年行っています。

令和 4(2022)年度は 24 人の職員が参加し、庁用車の燃費改善に取り組んでいます。

平成 24(2012)年度の開始から、これまでに延べ 168 人の職員が参加しています。



エコドライブシミュレータ

3 施策2 身近な住環境問題への対応

市には、市民から近隣の騒音や振動、悪臭等の相談のほか、飼い主のいない猫やアライグマ・ハクビシンなどによる被害に関する相談が寄せられています。市はこうした相談に対し、当事者への働きかけ、アライグマ・ハクビシンの捕獲、飼い主のいない猫に対する不妊・去勢手術費の助成を実施するなどの対応を図っており、良好な住環境の維持に努めています。

数値目標	前年度(2021)	現状値(2023)	目標値(2030)
飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助の件数(TNR活動の活用含む)	1,010件※	1,253件※	1,000件※

※制度開始(平成28(2016)年10月)からの累計

(1) 公害関係の苦情

市民の最も身近な行政機関である市には、さまざまな苦情が寄せられます。市民から寄せられる苦情は、市内の環境状況を端的に反映する指標といえます。公害に関する苦情としては、近年の傾向として、工場や事業場に比べ、一般家庭等を公害発生源として寄せられるものが大多数を占めています。令和4(2022)年度に処理した公害関係苦情は72件でした。

苦情の内容としては、ばい煙と騒音に対するものが多く寄せられています。

【公害関係の苦情処理件数】

年度	ばい煙	粉じん	有害ガス	悪臭	汚水	騒音	振動	その他	合計
2018	24	0	0	6	0	40	14	4	88
2019	13	5	0	5	0	30	4	0	57
2020	22	3	0	6	0	36	12	1	80
2021	32	2	0	7	0	35	15	0	91
2022	20	3	0	3	2	37	5	2	72

(2) 騒音・振動

① 主要道路沿道騒音・振動調査

市では、道路の騒音・振動を把握するため、主要幹線道路(6路線)において調査を行っています。

1日だけの調査のため、単純に環境基準及び要請限度と比較することはできませんが、騒音については、五日市街道、府中街道と村山街道で環境基準値を上回っていましたが、すべての地点で自動車騒音要請限度を満たしていました。

また、振動については、全ての地点で道路交通振動要請限度を満たしていました。

【主要道路 騒音・振動状況(6時から翌日6時までの24時間調査)】

(単位：dB)

測定路線・地点	時間区分	2020年度		2021年度		2022年度	
		騒音	振動	騒音	振動	騒音	振動
青梅街道(なかまちテラス前)※	昼	60	42	67	49	68	48
	夜	56	36	64	45	65	42
五日市街道(上水本町地域センター前)	昼	69	45	69	45	71	44
	夜	65	40	65	40	66	40
府中街道(ふれあい下水道館前)	昼	70	49	70	49	71	48
	夜	69	46	70	46	70	48
村山街道(中島地域センター前)	昼	69	49	71	48	71	47
	夜	65	43	67	43	67	42
新小金井街道(鈴木遺跡資料館前)	昼	66	31	66	42	67	40
	夜	64	28	64	45	65	39
たかの街道(小平市建設事業所前)	昼	67	43	67	45	67	43
	夜	60	33	60	36	61	34

※(騒音)昼：6時～22時、夜：22時～6時 (振動)昼：8時～19時、夜：19時～8時

※■は、環境基準を上回った騒音値

※青梅街道は令和3(2021)年度より、花小金井武道館前から測定地点を変更している。

② 自動車騒音の常時監視

自動車騒音の常時監視は、幹線道路の沿道における環境基準の達成状況を基準点騒音調査、背後地騒音減衰調査、距離帯別戸数などの調査を基に、評価区間の道路端から50mの範囲内にある全ての住居等について騒音レベルを推計し、環境基準の達成割合や超過状況を把握する道路交通騒音の評価方法で、面的評価といわれています。

自動車騒音の常時監視の対象となるのは、幹線交通を担う原則2車線以上の車線を有する道路で、国土交通省が実施している道路交通センサスに基づいて、原則5年に1回測定し、評価を行います。市内では主に都道が対象となっています。

令和4(2022)年度は、調査区間を2路線・3区間に分け、環境省の面的評価支援システムを使用し、市内幹線道路の自動車騒音の状況についてシミュレーションを行い、環境基準の達成状況を確認しました。その結果、昼間・夜間とも環境基準を達成した戸数割合が、新宿青梅線では99.2%、小川山田無線では99.5%でした。

【令和4(2022)年度 騒音測定結果】

番号	路線名	実測の有無	区間延長(km)	時間区分	騒音(dB)	交通量(台)	大型車混入率(%)
1	新宿青梅線	有	2.9	昼	69	230	17.0
				夜	65		
2	小川山田無線	有	2.5	昼	66	266	6.8
				夜	58		
3	小川山田無線	有	0.8	昼	67	91	12.1
				夜	62		

【令和4(2022)年度 評価区間環境基準達成状況(住居戸数)】

番号	路線名	全戸数	昼夜とも 基準値以下		昼のみ 基準値以下		夜のみ 基準値以下		昼夜とも 基準値超え	
			戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
1	新宿青梅線	1,321	1,311	99.2	6	0.5	0	0	4	0.3
2	小川山田無線	1,394	1,386	99.4	4	0.3	1	0.1	3	0.2
3	小川山田無線	827	823	99.5	0	0	0	0	4	0.5



③ 航空機騒音

市内は航空機騒音に係る環境基準の指定区域に該当していませんが、市では平成14(2002)年度から航空機騒音調査を実施し、その結果を参考値として取りまとめています。

【航空機騒音調査結果】

	回	測定地点	騒音発生回数	Lden (dB)
2020年度	第1回	健康福祉事務センター	22	49
	第2回	小川町一丁目地域センター	41	55
	第3回	小川町一丁目地域センター	43	56
	第4回	健康福祉事務センター	23	49
2021年度	第1回	小川町一丁目地域センター	35	54
	第2回	健康福祉事務センター	22	51
	第3回	小川町一丁目地域センター	38	57
	第4回	健康福祉事務センター	18	49
2022年度	第1回	小川町一丁目地域センター	24	54
	第2回	健康福祉事務センター	18	50
	第3回	小川町一丁目地域センター	35	57
	第4回	健康福祉事務センター	40	51

(3) 悪臭

悪臭とは、人が感知できる臭気のうち、不快なもののことをいいます。騒音と同様に、心理的、主観的な面が大きく影響する公害です。東京都では、人間の臭いの感覚を数値化した臭気指数を用いた悪臭規制を行っています。

(4) 有害鳥獣・衛生害虫等対策

① カラス

4月から7月末頃の子育ての時期のカラスは、子ガラスを守るために巣に近づく人や物を威嚇することがあります。しかし、原則として野生の鳥獣は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により保護の対象とされており、むやみに捕獲や駆除を行うことはできません。

市では、捕獲許可を受け、通行人の多い場所での威嚇などにより、周辺的生活環境への影響があると認められる場合にのみ、巣の撤去や巣から落ちてしまったヒナの引取りを行っています。

【カラスの巣撤去等実績】

年度	巣の撤去	巣落ちカラス引取
2018	0	2
2019	0	0
2020	3	0
2021	8	1
2022	2	0



カラスの巣

② アライグマ・ハクビシン

外来生物であるアライグマやハクビシンについては、近年、糞尿被害や農作物等への被害も数多く発生しており、市内でも地域を問わず、目撃情報や相談が寄せられています。

市では、東京都が策定した「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に基づく防除に参加し、相談者の協力が得られる場合には、捕獲を実施しています。

【ハクビシン・アライグマ捕獲実績】

年度	相談件数	捕獲頭数	
		アライグマ	ハクビシン
2018	23	3	5
2019	23	1	2
2020	18	0	2
2021	32	5	8
2022	38	2	6

③ スズメバチ

市では、令和2(2020)年度までは私有地でのスズメバチの巣の駆除を行っていましたが、現在は、公共施設にスズメバチの巣がある場合にのみ駆除を行っています。

6月上旬頃までのまだ巣が小さいうちは、家庭用のエアゾール式殺虫剤で比較的容易に駆除できるため、例年5月頃に早期発見・早期駆除の呼びかけを行っています。

また、令和3(2021)年度からは、ハチ用防護服の市民への貸し出しを行っています。

【スズメバチの巣に関する相談件数】

年度	相談件数	駆除件数	防護服貸出件数
2018	165	100	—
2019	144	105	—
2020	102	81	—
2021	129	7	4
2022	148	6	15



左：スズメバチの巣、右：アシナガバチの巣

④ 樹木害虫

公共施設等の樹木に発生する害虫の駆除を実施しています。家庭内の駆除は自己防除をお願いしており、市では年間を通じ、高枝切り機と高枝ばさみの貸し出しを行っています。

【公共施設における樹木害虫防除実績】

年度	件数	樹木本数
2018	7	20
2019	7	25
2020	16	157
2021	10	38
2022	3	38

【高枝切り機等の貸出件数】

年度	高枝切り機	高枝ばさみ
2018	55	45
2019	46	38
2020	28	35
2021	28	30
2022	35	33

(5) 畜犬登録・狂犬病予防注射等

① 畜犬登録

狂犬病予防法に基づき、畜犬登録事務を行っています。

畜犬登録は、生後 91 日以上のに生涯で 1 回の登録が義務づけられています。

登録時に交付される鑑札は、狂犬病予防注射済票とともに、必ず犬の首輪などに装着することが義務づけられています。

また、令和 4(2022)年 6 月からは、飼い犬へのマイクロチップの装着及び情報登録が一部義務化され、小平市では、マイクロチップの情報登録もしくは情報変更登録が行われている場合には情報が市に共有され、狂犬病予防法の特例に基づき、マイクロチップが鑑札とみなされ、市への畜犬登録の届出が不要となります。

【各年度末時点の畜犬登録頭数】

年度	頭数
2018	8,000
2019	8,008
2020	8,019
2021	8,070
2022	8,227



犬鑑札



狂犬病予防注射済票

② 狂犬病予防注射

狂犬病予防法に基づき、狂犬病予防注射済票交付事務を行っています。狂犬病予防注射は、年 1 回の接種が義務づけられています。

また、市では、狂犬病予防注射を接種した犬の飼い主に、狂犬病予防注射済票を交付しています。

【狂犬病予防注射済票の交付件数及び交付率】

年度	交付件数	交付率
2018	5,806	72.6%
2019	5,722	71.5%
2020	5,650	70.5%
2021	5,812	72.0%
2022	5,812	70.6%

③ 捕獲犬抑留の公示

狂犬病予防法第6条第1項の規定により、東京都動物愛護相談センターは、狂犬病予防員が所有者の判明しない犬を抑留したときは市区町村へ通知しなければなりません。また、通知を受けた市区町村は、同条第8項の規定により、「当該犬の種類、捕獲日、捕獲場所等を2日間公示する」こととなっています。

【捕獲犬抑留の公示件数】

年度	件数	頭数
2018	0	0
2019	5	5
2020	1	1
2021	0	0
2022	2	2

④ 引取收容動物の公示

東京都動物の愛護及び管理に関する条例第24条第1項の規定により、「都知事は、所有者の判明しない犬、猫等を引取りまたは收容したときは、当該動物の種類、收容等の日時、場所等を2日間公示する」こととなっており、都の委任を受けて市が公示を行っています。

【引取收容動物の公示件数】

年度	件数	犬	猫
2018	3	0	3
2019	5	0	5
2020	4	0	4
2021	1	0	1
2022	1	0	1

(6) 飼い主のいない猫、地域猫活動

① 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成

市では、飼い主のいない猫によるフン・尿、鳴き声、ごみあさりなどといった被害を減らして生活環境を保持することを目的に、飼い主のいない猫を管理する活動(地域猫活動)を行うボランティア団体を支援するため、平成28(2016)年から、市内に生息する飼い主のいない猫に受けさせる不妊・去勢手術にかかる費用の一部を助成しています。

加えて、令和元(2019)年度から公益財団法人どうぶつ基金が実施するさくらねこ無料不妊手術事業の行政枠チケットの取扱いを開始しました。

また、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助の件数は、第三次環境基本計画で定めた目標を達成していますが、市内において不妊・去勢手術を実施していない猫が継続的に一定の割合でいることから、引き続き推進に努めています。

【飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助事業等実績】

年度	登録団体	活動地域	手術費助成	さくらねチケット
2018	20	91	118 匹	—
2019	18	93	86 匹	143 匹
2020	18	93	31 匹	151 匹
2021	19	108	10 匹	352 匹
2022	18	91	11 匹	232 匹

② 地域猫活動の啓発

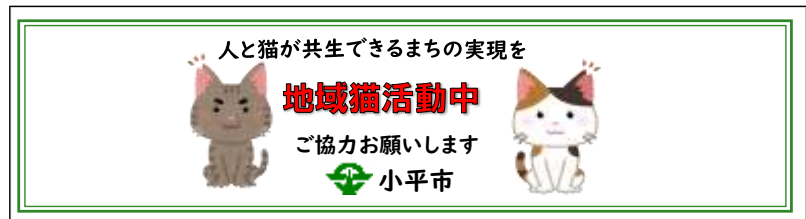
市では、地域猫活動を行うボランティア団体と、市内に生息する飼い主のいない猫に関する情報共有や地域猫活動に関する意見交換を、定期的に行っています。

意見交換会で寄せられた意見や要望等を踏まえ、地域猫活動の目的や内容について啓発するためのポスター・チラシを作成し、公共施設等に掲示しています。

また、ボランティア団体が活動を行う際に、地域猫活動であることを標示するための腕章を作成し、各団体に配付しています。



地域猫活動啓発ポスター・チラシ(表面)



腕章



飼い猫の適正飼養と飼い主のいない猫に関する啓発チラシ

(7) あき地の適正化指導

あき地の管理が適正に行われないと雑草が繁茂し、不法投棄や害虫等の発生原因ともなります。

市では、小平市あき地の管理の適正化に関する条例に基づき、あき地の所有者等に適正に管理してもらうため、年数回の調査を行い、必要に応じて除草の要請や勧告を行っています。

雑草の除去方法については、周辺環境への配慮から、極力除草剤の散布ではなく、草の刈り取りを行っていただくようお願いしています。雑草の刈り取りは、春から夏にかけての害虫発生時期と秋から冬にかけての火災発生のおそれがある時期の最低年2回(なるべく3回以上)が必要です。

【あき地の雑草等除去実績】

年度	調査対象のあき地		要請・勧告		委託	
	総筆数	総面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)
2018	28	7,514	20	7,283	2	355
2019	29	7,854	12	2,126	2	538
2020	46	19,401	14	2,430	0	0
2021	47	13,535	13	1,676	0	0
2022	23	9,231	10	1,594	0	0

4 施策3 まちの環境美化の向上

令和2(2020)年4月の改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の全面施行や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による生活環境の変化を踏まえ、クリーン作戦や喫煙マナーアップキャンペーンの実施により、喫煙マナーや環境美化意識の向上に取り組んでいます。

また、令和4(2022)年6月にはまちの環境美化条例を施行し、市・市民等・事業者等が一体となって地域の環境美化を推進することで、住みやすいまちの実現と快適な生活環境の確保を図っています。

数値目標	前年度(2021)	現状値(2022)	目標値(2030)
環境美化活動(クリーン作戦)の参加人数 または団体数	4,938人 130団体	8,578人 164団体	12,000人 または200団体
イエローチョークの配布本数	151本	287本	300本(毎年度)

(1) クリーン作戦

「きれいなまちはわたしたちの手で」を合い言葉に、自治会等の地域住民が年間を通してクリーン作戦として地域の清掃等の環境美化活動を実施しています。

まちの環境美化条例(令和4(2022)年6月施行)では、5月30日^{ごみゼロ}以降の最初の日曜日を一斉清掃の日として「ごみゼロデー」と、10月1日から7日までを「みんなでまちをきれいにする週間」と定め、重点的にクリーン作戦を推進しています。

【クリーン作戦の参加団体・人数】

年度	区分	参加団体	参加人数
2018	ごみゼロデー・環境美化週間	76	6,004人
	みんなでまちをきれいにする週間	23	1,165人
	その他	90	4,976人
	計	189	12,145人
2019	ごみゼロデー・環境美化週間	98	6,029人
	みんなでまちをきれいにする週間	25	1,130人
	その他	65	4,535人
	計	188	11,694人
2020	ごみゼロデー・環境美化週間	中止	—
	みんなでまちをきれいにする週間	8	499人
	その他	86	2,646人
	計	94	3,145人
2021	ごみゼロデー・環境美化週間	40	1,808人
	みんなでまちをきれいにする週間	20	519人
	その他	70	2,611人
	計	130	4,938人
2022	ごみゼロデー・環境美化週間	59	2,960人
	みんなでまちをきれいにする週間	19	1,161人
	その他	86	4,457人
	計	164	8,578人



環境美化活動の様子

(2) 環境美化マナーアップキャンペーン

市では、平成 17(2005)年 2 月から小平駅周辺を、平成 20(2008)年 12 月から花小金井駅周辺を、環境美化推進モデル地区に設定し、市民・自治会・商店会・事業所と一緒にポケットティッシュ等の啓発品の配布と清掃活動を実施してきました。

平成 26(2014)年度からは、小平駅・花小金井駅に加えて、一橋学園駅・新小平駅・小川駅・鷹の台駅においても、喫煙マナーアップキャンペーンとして同様の取組を展開してきました。

令和 4(2022)年 6 月からのまちの環境美化条例の施行に合わせて、花小金井駅・小平駅・一橋学園駅・新小平駅・小川駅・鷹の台駅を環境美化推進重点地区に指定したことを踏まえ、令和 5(2023)年度からは、キャンペーンの名称を環境美化マナーアップキャンペーンに改めています。

キャンペーンを通じて、これからも喫煙マナーの向上や吸い殻のポイ捨て防止などのまちの環境美化の推進に努めます。

また、キャンペーンの効果を計るため、歩きたばこ調査・たばこの吸い殻ポイ捨て調査を、毎年度、各駅で行っています。

【環境美化マナーアップキャンペーン実績】

年度	場所	回数	参加人数	配布物	ごみの回収量
2018	花小金井駅	4 回	127 人	13,340 個	30.5 kg
	小平駅	4 回	77 人	6,840 個	11.9 kg
	一橋学園駅	2 回	45 人	3,160 個	9.9 kg
	新小平駅	4 回	46 人	3,250 個	12.6 kg
	鷹の台駅	4 回	35 人	4,000 個	2.7 kg
	小川駅	2 回	54 人	3,990 個	9.2 kg
	計	20 回	384 人	34,580 個	76.8 kg
2019	花小金井駅	2 回	49 人	5,640 個	19.3 kg
	小平駅	3 回	54 人	5,600 個	24.7 kg
	一橋学園駅	2 回	28 人	3,495 個	7.3 kg
	新小平駅	2 回	38 人	2,135 個	11.6 kg
	鷹の台駅	3 回	7 人	1,820 個	4.2 kg
	小川駅	2 回	29 人	3,380 個	10.0 kg
計	14 回	205 人	22,070 個	77.1 kg	
2020	花小金井駅	1 回	19 人	100 個	9.0 kg
	小平駅	2 回	31 人	400 個	8.9 kg
	一橋学園駅	2 回	30 人	190 個	14.4 kg
	新小平駅	2 回	10 人	330 個	12.6 kg
	鷹の台駅	2 回	7 人	330 個	3.3 kg
	小川駅	2 回	18 人	240 個	7.9 kg
計	11 回	115 人	1,590 個	56.1 kg	
2021	花小金井駅	1 回	15 人	150 個	4.9 kg
	小平駅	2 回	28 人	700 個	10.4 kg
	一橋学園駅	2 回	31 人	250 個	8.0 kg
	新小平駅	3 回	48 人	1,230 個	38.3 kg
	鷹の台駅	3 回	16 人	550 個	3.2 kg
	小川駅	1 回	19 人	150 個	6.3 kg
計	12 回	157 人	3,030 個	71.1 kg	



のぼり旗

2022	花小金井駅	3回	48人	2,520個	13.5 kg
	小平駅	2回	22人	860個	5.4 kg
	一橋学園駅	3回	49人	1,300個	7.7 kg
	新小平駅	2回	23人	700個	10.2 kg
	鷹の台駅	2回	9人	550個	3.0 kg
	小川駅	3回	55人	1,460個	7.9 kg
	計	15回	206人	7,390個	47.7 kg

【歩きたばこ調査結果】

場所	項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
花小金井駅	喫煙者 / 歩行者(人)	1 / 1,112	0 / 1,208	0 / 976	0 / 1,021	0 / 1,210
	喫煙率	0.09%	0%	0%	0%	0%
小平駅	喫煙者 / 歩行者(人)	0 / 899	0 / 998	0 / 885	1 / 837	0 / 792
	喫煙率	0%	0%	0%	0.12%	0%
一橋学園駅	喫煙者 / 歩行者(人)	4 / 390	0 / 380	1 / 354	1 / 453	2 / 420
	喫煙率	1.03%	0%	0.28%	0.22%	0.48%
新小平駅	喫煙者 / 歩行者(人)	1 / 527	1 / 555	0 / 545	0 / 603	0 / 613
	喫煙率	0.19%	0.18%	0%	0%	0%
鷹の台駅	喫煙者 / 歩行者(人)	0 / 482	0 / 452	1 / 447	0 / 435	0 / 462
	喫煙率	0%	0%	0.22%	0%	0%
小川駅	喫煙者 / 歩行者(人)	2 / 1,126	1 / 1,251	0 / 1,543	0 / 1,621	0 / 1,565
	喫煙率	0.18%	0.08%	0%	0%	0%

【たばこの吸い殻ポイ捨て調査結果】

(単位：本)

場所		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
花小金井駅	朝	88	102	108	129	119
	夕	48	24	31	35	31
	計	136	126	139	164	150
小平駅	朝	37	47	49	46	34
	夕	13	10	12	13	13
	計	50	57	61	59	47
一橋学園駅	朝	36	50	53	50	49
	夕	15	12	13	13	13
	計	51	62	66	63	62
新小平駅	朝	41	47	38	41	36
	夕	25	6	12	7	7
	計	66	53	50	48	43
鷹の台駅	朝	27	48	47	52	46
	夕	15	12	12	12	12
	計	42	60	59	64	58
小川駅	朝	62	69	64	53	49
	夕	28	19	13	19	17
	計	90	88	77	72	66

(3) 環境ポスターコンクール

環境美化推進事業の一環として、市内の小・中学生を対象に「環境ポスターコンクール」を実施し、応募作品は、中央公民館ギャラリーで行われる環境ポスター展で展示しています。

また、金賞作品(3点)については、ポスターや啓発物等を作成し、環境美化をはじめ環境問題の意識啓発に活用しています。

【環境ポスターコンクール応募状況】

年度	応募校数	応募人数
2018	7	178
2019	7	163
2020	8	115
2021	5	198
2022	9	372

【令和4(2022)年度金賞作品】



小学校3・4年生の部
三小 吉澤叶大さん



小学校5・6年生の部
東京創価小 矢島さくらさん



中学生の部
創価中 山中ひなたさん

(4) 環境美化啓発物

一部の心ない人により、道路や公園などにたばこの吸殻や空き缶などのごみが捨てられ、街の美観を損ねています。捨てられた周辺の住民にも大変迷惑となりますので、外出時のごみは持ち帰り適正に廃棄しなければなりません。

また、犬のフンに関する苦情も多く寄せられており、困っている方がたくさんいます。フンを持ち帰る用具を必ず携帯し、飼い犬がしたフンは必ず持ち帰ることは、飼い主としてのマナーです。

令和4(2022)年6月から施行のまちの環境美化条例では、ごみのポイ捨てやペットのフンの放置が禁止事項として定められ、違反した場合には5万円以下の過料を科されることがあります。

市では、ごみのポイ捨てやペットのフンの放置を防止するため、啓発看板・ステッカーの配布や駅周辺での啓発活動等を行っています。



ポイ捨て禁止啓発看板



犬のフン持ち帰り啓発看板



ポイ捨て・フン放置禁止ステッカー

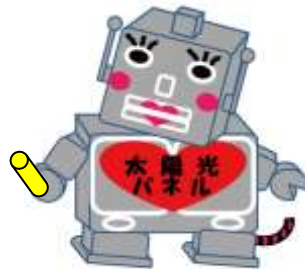
(5) イエローチョーク作戦

イエローチョーク作戦とは、道路などに放置されている犬のフンを減らす方法として、フンの周囲を黄色のチョークで囲い目立たせることで、飼い主に意識付けする取組であり、市ではご協力いただける市民の皆様にご協力にチョークを配布しています。

平成30(2018)年3月から市内NPO法人の協力のもと実証実験を行い、同年5月から本格実施しています。



配布物(チョークと案内)



イエローチョークの使用例

【環境美化啓発物の配布実績】

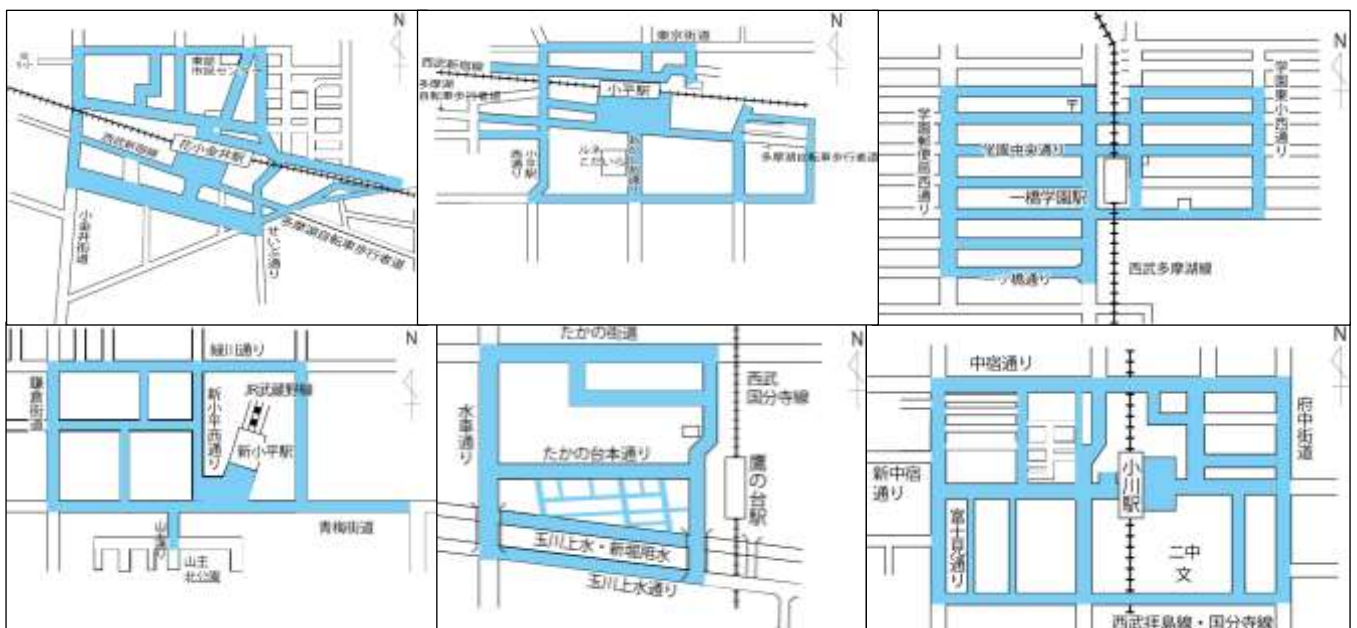
年度	ポイ捨て禁止看板		犬のフン持ち帰り看板		ポイ捨て・フン放置禁止ステッカー		イエローチョーク	
2018	56件	130枚	160件	399枚	—	—	75件	386本
2019	44件	119枚	117件	318枚	—	—	50件	295本
2020	53件	113枚	129件	310枚	—	—	90件	183本
2021	59件	148枚	135件	323枚	—	—	77件	151本
2022	71件	196枚	141件	376枚	30件	78枚	91件	287本

※ポイ捨て・フン放置禁止ステッカーは、令和4(2022)年度から配付している。

(6) 環境美化推進重点地区

市では、まちの環境美化条例に基づき、環境美化マナーアップキャンペーンを展開している市内6駅の周辺を、環境美化推進重点地区に指定しています。

環境美化推進重点地区では、路面標示や横断幕の設置、環境美化指導員によるパトロールを実施しながら、まちの環境美化条例の内容や、環境美化の推進についての周知啓発を行っています。



環境美化推進重点地区の範囲

5 施策4 環境にやさしい交通手段への転換

市では、歩行者空間の整備や自動車利用の促進、コミュニティバス・コミュニティタクシーの利便性向上に取り組むことで、地域特性に応じた交通環境の整備や公共交通機関の利用を促し、環境にやさしい交通手段への転換を目指しています。

数値目標	前年度(2021)	現状値(2022)	目標値(2030)
コミュニティバスの利用者数	181,576 人	197,639 人	255,500 人
コミュニティタクシーの利用者数（大沼ルート）	19,898 人	21,556 人	各ルート共通目標 26,730 人
コミュニティタクシーの利用者数（栄町ルート）	17,781 人	21,123 人	
コミュニティタクシーの利用者数（鈴木町ルート）	15,577 人	17,221 人	



自転車ナビマーク



にじバス